

新世代半導体集積システム技術コンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、新世代半導体集積システム技術コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)エレクトロニクス・製造領域ハイブリッド機能集積研究部門に、新世代半導体集積システム技術コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、先進 3D 集積新技术をベースとした、半導体集積システム高度連携のための共通基盤形成を通じて、産学官連携の支援や技術指導等を実施することで、半導体の設計・製造に係る国内産業の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 各会員の連携による技術動向調査、意見交換等の交流事業
- 二 産総研開発拠点の活用、知的財産の創出、標準化、政策提言等に向けた助言的支援、及び技術指導による先進研究開発推進支援事業
- 三 設計、開発用評価ウェハの試作と提供、及び半導体人材育成等の、産総研による産業界支援サービスの窓口事業
- 四 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 法人会員
- 二 中小企業・スタートアップ会員
- 三 学会会員

2 会員の名称は、非公開を希望する申告がない場合、対外的に公開することがある。

(会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第7条第1項第一号

に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第8条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)で承認を得なければならない。

- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第13条第2項に定める会費(以下「会費」という。)は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
 - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。
 - 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
 - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員、及び中小企業・スタートアップ企業会員は、第10条に定める総会(以下「総会」という。)に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1法人会員につき1とする。
 - 三 学術会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 法人会員、及び中小企業・スタートアップ企業会員は、会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
 - 三 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 ハイブリッド機能集積研究部門の長又は産総研に所属する職員のうち、ハイブリッド機能集積研究部門の長が指名した者とする。
 - 二 副会長若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
 - 三 幹事若干名 会長が指名し、総会で承認を得た者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長、幹事は、会長を補佐する。

- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 本コンソーシアムの設立後最初の総会において副会長、幹事が決定するまでの間は、会長が副会長、幹事の職務を代行するものとする。

(運営委員会)

- 第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長及び副会長、幹事から構成され、産総研に所属する職員が務める。
 - 3 運営委員会は、会長又は副会長、幹事のいずれかの要求で開催され、委員長は、会長が務める。
 - 4 運営委員会は、総会に議案を提出する。
 - 5 運営委員会は、ワーキンググループを設置・解散、その主査、副査を指名・解任する。
 - 6 運営委員会の事務は、第9条に定める事務局が行う。

(事務局)

- 第9条 ハイブリッド機能集積研究部門に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。
- 2 事務局は、会長が指名した事務局長、副会長、幹事及び産総研に所属する職員が務める。
 - 3 事務局は、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
 - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
 - 三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務
 - 四 本コンソーシアムの会計管理業務
 - 五 本事業の実施に係る業務
 - 六 総会、運営委員会等の準備、運営に関する業務
 - 七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

(総会)

- 第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。
- 2 総会の議長は会長が務める。
 - 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算
 - 三 本コンソーシアムの設置期間の延長

四 本会則の変更

五 その他、運営に関する事項

- 4 総会は、議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第11条 本事業を効率的に遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループには主査、及び副査を配置する。
- 3 運営委員会が設置するワーキンググループの他に、会員がワーキンググループの設置を希望する場合は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。

一 ワーキンググループの名称

二 活動内容

三 設置理由

四 参加予定者

- 4 ワーキンググループの設置の可否、及び主査、副査の選任、解任は運営委員会で決定するものとする。

(会計)

第12条 本コンソーシアムの会計に関する実務は、事務局が担当する。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。
- 3 本コンソーシアムの運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 4 会員は第13条に定める会費を納入する。会費の額、納入方法および納入期限は、本会則の第13条において定める。
- 5 会計は事務局がこれを管理し、毎年度の収支決算を作成して運営委員会に報告する。
- 6 運営委員会は収支決算を産総研企画本部に報告し、監査を受ける。
- 7 運営委員会は監査の結果を総会にて報告し、総会の承認を受けるものとする。

(運営費及び会費)

第13条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てることができる。

- 2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とし、会員は納入期限を当該年度の9月末日として、指定する金融機関の口座に振り込む形で会費を納入する。

- 一 法人会員 200,000 円(消費税を含む。)
 - 二 中小企業・スタートアップ会員 50,000 円(消費税を含む。)
 - 三 学術会員 無料
- 3 本コンソーシアム設立初年度の会費については、運営委員会で別に定める。
- 4 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

(情報の取扱い)

第15条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。

- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを協議により決定する。
- 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(輸出管理条項)

第17条 会員は本コンソーシアムにおいて提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下外為法という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外

為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第18条 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

- 一 第2条に定める目的が達成された場合。
- 二 本コンソーシアムの運営が困難となった場合。
- 三 その他解散が妥当と認められる場合。

2 本コンソーシアムの解散は、総会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、2028年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2025年11月12日から施行する。

改定 2026年6月3日(第1回総会)

- ・第4条2項 会員名称の公開に関する規定の追加。
- ・第20条 設置期間の変更。